建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年６月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社松本組　松本日出夫　大阪府豊中市豊南町南１―17―20　国土交通大臣許可（般特―27）第15030号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、舗装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業並びに建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年６月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年７月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社明和工務店　和田　好勝　兵庫県神戸市中央区港島中町７－４－３　国土交通大臣許可（般特―28）第39号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年７月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三都工業株式会社　三木　晴順　大阪府大阪市西淀川区佃７－５－10　国土交通大臣許可（般―26）第25484号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年７月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　坂川建設株式会社　髙田　隆夫　福井県福井市宝永３－３―24　国土交通大臣許可（特―24）第2146号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　京阪ビルテクノサービス株式会社　尼田　賢光　大阪府枚方市西禁野１－３―35　国土交通大臣許可（般特―25）第17809号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、舗装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年７月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ユニチカ設備技術株式会社　松宮　守利　京都府宇治市宇治戸ノ内５　国土交通大臣許可（般特―23）第13073号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業並びに土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年７月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西村建設株式会社　中村　好弥　滋賀県湖南市中央３―12　国土交通大臣許可（特―23）第13037号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、ガラス工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年７月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社道原建設　道原　彰夫　京都府京都市伏見区淀本町173―19　国土交通大臣許可（特―26）第25393号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。